

墨田区消費者ニュース

クレジットカードのショッピング枠の現金化は、**No!**

～現金化を目的としたカードの利用は絶対にやめましょう!!～

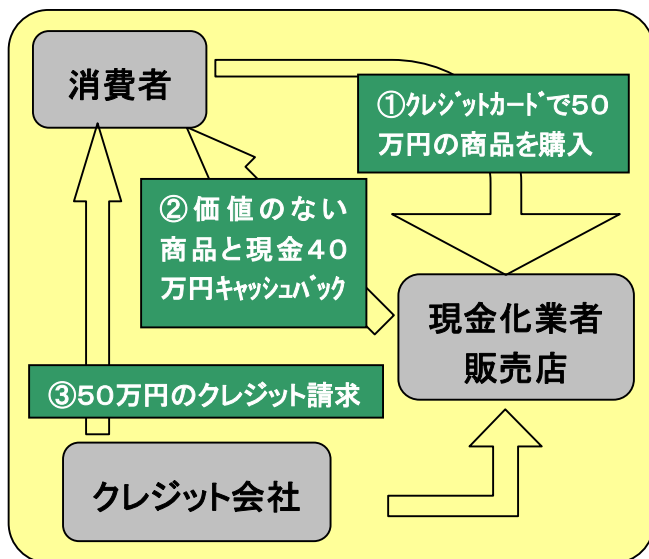
クレジットカードのショッピング枠現金化とは？

クレジットカードには、商品やサービスを購入して、後払いにする「ショッピング」の機能と、カードを用いてお金を借り入れる「キャッシング」の機能があり、それぞれ利用できる金額枠が設定されています。

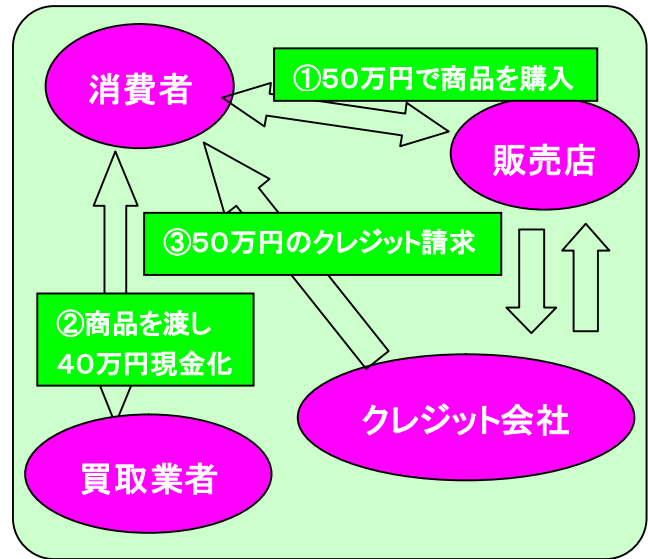
「クレジットカードのショッピング枠の現金化」とは、本来、商品やサービスを後払いで購入するために設定されている「ショッピング」枠を、現金を入手することを目的として利用することで、クレジット会社はこのような使い方を認めていないため、**現金化に利用したクレジットカードは利用停止となる**おそれがあります。

現金化の手口の具体例

【ケース①キャッシュバック方式】



【ケース②買取屋方式】



いずれの場合でも、消費者は一時的に40万円の現金を手にする代わりに、結局はクレジット会社に対する50万円分の債務（借金）を負うこととなります。

パソコンは無料だったけれど・・・ やっぱり解約したい！



相談事例

昨日、店舗前にテントを張って営業していた人に「パソコンを無料で提供している」と呼び止められた。興味があったので話を聞き、モバイル通信（インターネット接続）契約をした。2年未満で解約すると解約料がかかることや、パケット料金の説明を受けた。後日ノートパソコンとネット接続用の機器が配送されると言われた。

よく考えたら、ネット接続しなくても料金がかかるし、月額約7000円は高過ぎる。やはり解約したいと思う。クーリング・オフはできるか。

アドバイス

手軽にインターネットを利用する方法としてモバイル通信があり、専用の機器をパソコンに接続して使用します。

通信サービスの契約はクーリング・オフの適用がありません。よって自己都合による解約は解約料が発生します。

2年間などの契約期間がある場合、期間前に中途解約すると高額な解約料を支払うこととなります。「パソコンが無料」と宣伝していても、結局は高くついてしまいます。

事例の相談については、消費者センターから電気店に連絡したところ、契約書面が通信事業者にまだ渡っていなかったため無償での解約が認められました。相談者は、解約の意思を示す書面を電気店に郵送し終了となりました。

パソコンの購入を検討している人は、安易に契約せずに、詳しい人に助言を求めたり、日ごろから情報収集に努めておくことが大切です。

困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス（墨38）「向島三丁目」バス停前

